

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「指定管理者の指定について（沖縄県立宮古青少年の家）」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立石垣青少年の家）」に対する意見

生涯学習振興課

1 概要

令和6年第4回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「指定管理者の指定について（沖縄県立宮古青少年の家）」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立石垣青少年の家）」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和6年11月18日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 議案「指定管理者の指定について（沖縄県立宮古青少年の家）」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立石垣青少年の家）」の概要

- (1) 沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家は、平成24年4月から指定管理者制度を導入している。
- (2) 現指定管理者の指定期間が、令和7年3月31日に満了することから、令和7年4月1日からの新たな指定管理者の指定を行う必要がある。
- (3) 「沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会」の答申に基づき、指定管理者となる団体が選定された。
- (4) 指定管理者の指定については、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条に基づき、沖縄県教育委員会が候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定管理者を指定することとなっている。

令和6年第14回教育委員会会議 報告事項(6)

乙第38号議案

公の施設の名称：沖縄県立宮古青少年の家

指定管理者となる団体：特定非営利活動法人ばんず

宮古島市平良字下里 1265 番地 14

指定の期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで



乙第39号議案

公の施設の名称：沖縄県立石垣青少年の家

指定管理者となる団体：特定非営利活動法人八重山星の会

石垣市字大川 552 番地

指定の期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで



3 臨時代理した意見の内容

議案「指定管理者の指定について（沖縄県立宮古青少年の家）」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立石垣青少年の家）」について、異議がない旨を回答した。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 宮古島市平良字下里1265番地14
特定非営利活動法人ばんず
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立石垣青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 石垣市字大川552番地
特定非営利活動法人八重山星の会
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。